

Topics | トピックス

◆ 2020年度「年金生活者支援給付金」は0.5%の引上げ

2020年度の「年金生活者支援給付金」の基準額は表1のようになり、2019年度から0.5%の引上げとなった。

【表1】2020年度「年金生活者支援給付金」の基準額

	2020年度(月額)	2019年度(月額)
老齢年金生活者支援給付金	5,030円	5,000円
障害年金生活者支援給付金	1級 6,288円 2級 5,030円	1級 6,250円 2級 5,000円
遺族年金生活者支援給付金	5,030円	5,000円

【老齢年金生活者支援給付金】

月額5,030円を基準に保険料納付済期間等に応じて算出され、下記(1)と(2)を合計する。なお、老齢年金生活者支援給付金の支給金額は、改定した基準額をもとに保険料納付済期間や保険料免除期間に応じて算出されることから、0.5%増とならない場合がある。また、前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円超879,300円以下(8月からは779,900円超879,900円以下)の場合は、(1)に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される。

給付額の算出に使われる「保険料納付済期間」および「保険料免除期間」は、年金証書や支給額変更通知書等で確認できる。

$$(1) \text{ 保険料納付済期間に基づく額(月額)} = 5,030\text{円} \times \text{保険料納付済期間} \div 480\text{月}$$

$$(2) \text{ 保険料免除期間に基づく額(月額)} = 10,856\text{円}^* \times \text{保険料免除期間} \div 480\text{月}$$

※保険料全額免除、4分の3免除、2分の1免除期間は10,856円(老齢基礎年金満額(月額)の6分の1)、保険料4分の1免除期間は5,428円(老齢基礎年金満額(月額)の12分の1)となる。

【障害年金生活者支援給付金】

障害等級が1級の人については月額6,288円、2級の人については月額5,030円とする。

【遺族年金生活者支援給付金】

一律で月額5,030円とする。

6月8日から、受給者全員に支給額を通知する「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書」、「年金生活者支援給付金 振込通知書」(図1)を送付している。

【図1】「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書・振込通知書」

※支給金額改定通知書と振込通知書が一体となったもの

<表面>

料金後納郵便

親展

大切なお知らせ

※このお知らせは大切に保管してください

差出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

①年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書

(この通知書は、支給金額を証するものですので大切に保管してください。)

令和2年4月分以下のおり支給金額が改定されましたのでお知らせします。
なお、改定された支給金額は、令和2年5月(4、5月分)からのお支払いとなります。

給付金の種類 年金生活者支援給付金

基礎年金番号	
--------	--

◎受給者氏名

支給金額(月額)	円
----------	---

令和2年6月1日

厚生労働大臣 印影

(改定内容に関しては、表面の表をお読みください。)

②年金生活者支援給付金 振込通知書

以下の金額を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。
振込は 年 月 から 年 月 までの各債数月に行われます。(表面の振込予定日をご参照ください。)

給付金の種類 年金生活者支援給付金

基礎年金番号	
--------	--

◎受給者氏名

◎振込先

◎給付金支払額及び振込額

	年 月の振込額	年 月からの振込額
給付金支払額	円	円
調整額	円	円
振込額	円	円

令和2年6月1日

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長 印影

<裏面>

一般的なお問い合わせは
「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

※050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) **03-6700-1165**

来訪相談のご予約は
「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890

※050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) **03-6631-7521**

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

◎代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

◎休日明けや通知が届いた直後は、非常に電話が混雑します。ご了承ください。

◎おかけ間違いには、十分ご注意ください。

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。
また、手数料などの金銭を求めたことありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所所在地などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索 2006 1018 002 A

①年金生活者支援給付金額の改定

○年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和2年度は昨年度の額に対して0.5%の引き上げとなります。(給付基準額は5円以上10円単位に切り上げ)

○表面の支給金額は、給付基準額の改定に伴い算出したものです。
【改定後の年金生活者支援給付金額(月額)】

給付金の種類	令和元年度	令和2年度
老齢年金生活者支援給付金	5,000円 ^{※1}	5,030円 ^{※1}
障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,250円 ^{※2} (2級) 5,000円	(1級) 6,288円 ^{※2} (2級) 5,030円
遺族年金生活者支援給付金	5,000円 ^{※3}	5,030円 ^{※3}

※1 給付基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に
応じて算出されますので、支給金額は0.5%の増額とならない場合があります。
※2 障害等級1級の場合は、給付基準額を2.5倍した額となります。
※3 2人以上の子が受給している場合は、子の数で割った金額となります。

○年金生活者支援給付金額の改定については、日本年金機構ホームページでもご案内しています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保障審査(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保障審査(厚生労働省)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保障審査の最終決定。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

※年金生活者支援給付金額改定の判断に対する不服は審査請求の対象となりません。

②年金生活者支援給付金の振込予定日

年金生活者支援給付金の支払日は年金と同じ原則毎月15日です。
ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

【令和2年】	6月15日(4月・5月分)	8月14日(6月・7月分)
	10月15日(8月・9月分)	12月15日(10月・11月分)

【令和3年】	2月15日(12月・1月分)	4月15日(2月・3月分)
--------	----------------	---------------

(注意事項)

○年金生活者支援給付金の支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金生活者支援給付金振込通知書をお送りいたします。

※年金生活者支援給付金は、年金と同じ口座にお振込みしますので、年金の振込口座を変更する場合は、年金生活者支援給付金の振込先も変更となります。

『調整額』欄の見方

年金生活者支援給付金の通知し金を毎月のお支払いからお返しいただく場合、又はさかのぼって年金生活者支援給付金をお支払いする場合にその金額を表示しています。

このような場合はお手続きが必要となります

次のいずれかに該当する場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。このような場合は、必ず届出・手続きが必要となりますので、「ねんきんダイヤル」にご相談ください。

- ◎日本国外に転居したとき
- ◎刑事施設等に拘禁されたとき
- ※手続きは不要ですが、年金が金額支給停止となった場合も年金生活者支援給付金は支給されません。

◆標準報酬月額の特例改定が可能に～新型コロナウイルス感染症の影響～

新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされ、報酬が著しく下がった被用者については、事業主の届出により、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額を通常の随時改定ではなく、特例により翌月から改定できる(図2)。

この特例改定は、下記条件をすべて満たす場合に行うことが可能。

①事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業(時間単位を含む)させたことにより、急減月(2020

年4月から7月までの間の1カ月であって、休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月)が生じた。

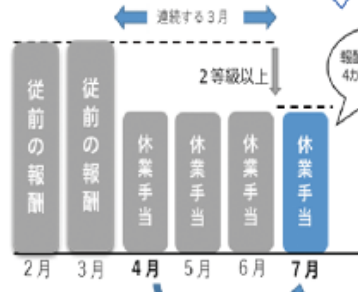
【図2】標準報酬月額の特例改定

例えば4月から休業手当が支払われた場合通常であれば4か月目の7月に改定となります。

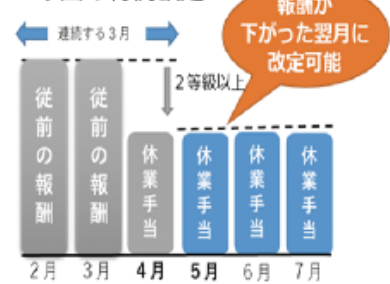
今回の特例を利用した場合5月から改定が可能となります。

②急減月に支払われた報酬の総額(1カ月分)に該当する標準報酬月額が、すでに設定されている標準報酬月額と比べて、2等級以上下がった。

■通常の随時改定



■今回の特例改定



特例

※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となる。

③特例による改定を行うことについて、本人が書面により同意している。

手続は、月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し(図3)、事務センターではなく、管轄の年金事務所に郵送する(窓口で直接受け付けることも可能)。

【図3】健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届(特例) / 厚生年金保険70歳以上被保険者月額変更届、申立書

健康保険 被保険者報酬月額変更届
厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届

特例

項目名	1	2	3	4	5
1	1. 1級以上標準報酬月額変更 2. 2級以上標準報酬月額変更 3. 3級以上標準報酬月額変更 4. 4級以上標準報酬月額変更 5. 5級以上標準報酬月額変更 6. 6級以上標準報酬月額変更 7. 7級以上標準報酬月額変更 8. 8級以上標準報酬月額変更 9. 9級以上標準報酬月額変更 10. 10級以上標準報酬月額変更	1. 1級以上標準報酬月額変更 2. 2級以上標準報酬月額変更 3. 3級以上標準報酬月額変更 4. 4級以上標準報酬月額変更 5. 5級以上標準報酬月額変更 6. 6級以上標準報酬月額変更 7. 7級以上標準報酬月額変更 8. 8級以上標準報酬月額変更 9. 9級以上標準報酬月額変更 10. 10級以上標準報酬月額変更	1. 1級以上標準報酬月額変更 2. 2級以上標準報酬月額変更 3. 3級以上標準報酬月額変更 4. 4級以上標準報酬月額変更 5. 5級以上標準報酬月額変更 6. 6級以上標準報酬月額変更 7. 7級以上標準報酬月額変更 8. 8級以上標準報酬月額変更 9. 9級以上標準報酬月額変更 10. 10級以上標準報酬月額変更	1. 1級以上標準報酬月額変更 2. 2級以上標準報酬月額変更 3. 3級以上標準報酬月額変更 4. 4級以上標準報酬月額変更 5. 5級以上標準報酬月額変更 6. 6級以上標準報酬月額変更 7. 7級以上標準報酬月額変更 8. 8級以上標準報酬月額変更 9. 9級以上標準報酬月額変更 10. 10級以上標準報酬月額変更	1. 1級以上標準報酬月額変更 2. 2級以上標準報酬月額変更 3. 3級以上標準報酬月額変更 4. 4級以上標準報酬月額変更 5. 5級以上標準報酬月額変更 6. 6級以上標準報酬月額変更 7. 7級以上標準報酬月額変更 8. 8級以上標準報酬月額変更 9. 9級以上標準報酬月額変更 10. 10級以上標準報酬月額変更

※(⑤給付支給月)とは、給付の対象となつた計算月ではなく(実額)に給付の支払いを行った月となります。
※この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬月額の特例」を申し立てる者の届出のみ記載してください。
※この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬月額の特例」を必ず添付してください。
(複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

月額変更届【特例】用

年金事務所長 様

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険及び厚生年金保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の特例」にて標準報酬月額を改定していただくよう申し立てします。

※申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。

以下のすべての項目に該当しています。

- 改定の対象となる被保険者は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業(時間単位の休業を含む。)させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していることを確認しています。
※「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、就業協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するためにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
※届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。)あることが必要です。
- 改定の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の特例」により改定すること及び改定内容について、書面により同意を得ています。
※届出により保険料が遡及して減額された場合、被保険者へ適切に保険料を返還します。
- 改定の対象となる被保険者について、これまでにこの特例による届出を行っていません。
- 改定の対象となる被保険者が、「報酬月額の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。

【7月又は8月改定となる被保険者に係る届出の場合】
5 改定後、休業が回復した月(※)から3か月の間に支給された報酬の平均が、改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、随時改定の届出を行います。また、そのことについて、改定の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。
※休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上ある月をいいます。

【組合管掌健康保険に加入する事業所又は厚生年金基金設立事業所の場合】
6 健康保険組合又は厚生年金基金に対し、同様の特例改定の手続を行います。

【提出者記入欄】
上記の内容に誤りはありません。 令和 年 月 日 届出

事業所整理記号: _____

事業所所在地: _____

事業所名称: _____

事業主氏名: _____ 印

電話番号: _____

※事業主氏名が自署の場合は、押印は不要です。
※複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。
※同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

◆「生計維持確認届」「現況届」の提出期限を7月31日まで延長
～新型コロナウイルス感染症の影響～

日本年金機構は2020年6月10日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2020年2月末日から同年6月末日までに提出期限を迎える年金受給者について、「生計維持確認届」「現況届」の提出期限を2020年7月31日まで延長することを公表した。2020年7月31日までに未提出の場合は、年金の支払いが一時停止となる。

◆ 出生数は減少、死亡数は増加 ～2019年「人口動態月報年計(概数)」～

2020年6月5日に厚生労働省が公表した2019年「人口動態月報年計(概数)」(表2)によると、年金財政検証にも使用される出生数は86万5,234人で前年より5万3,166人減少した。出生数は1949(昭和24)の269万6,638人をピークに減少傾向にある。出生率(人口千対)は7.0(前年7.4)。合計特殊出生率は1.36で前年の1.42を下回った。合計特殊出生率は2002(平成18)年から上昇傾向が続いていたが、2016(平成28)年からは再び減少している(図4)。

一方で死亡数は138万1,098人で、前年より1万8,628人増加した。死亡数は1975(昭和50)年から増加傾向にあり、2003(平成3)年には100万人を超え、2019年には140万人近くまで増加している(図5)。

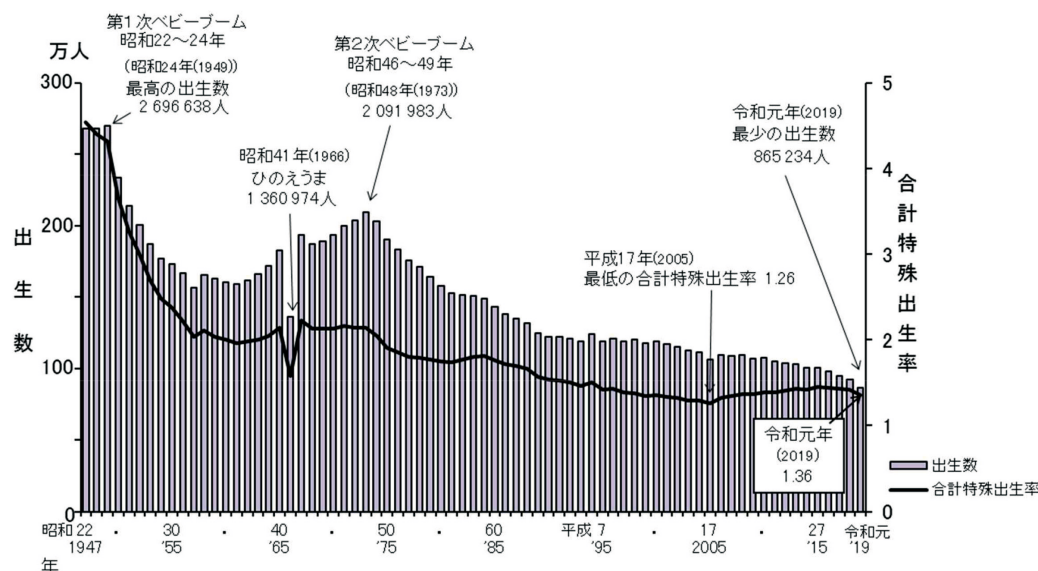
死亡率(人口千対)は11.2(前年11.0)

自然増減数(出生数と死亡数の差)は△51万5,864人で前年より7万1,794人減少した。自然増減率(人口千対)は△4.2(前年△3.6)。なお、自然増減数が増加した都道府県は沖縄県のみであった。

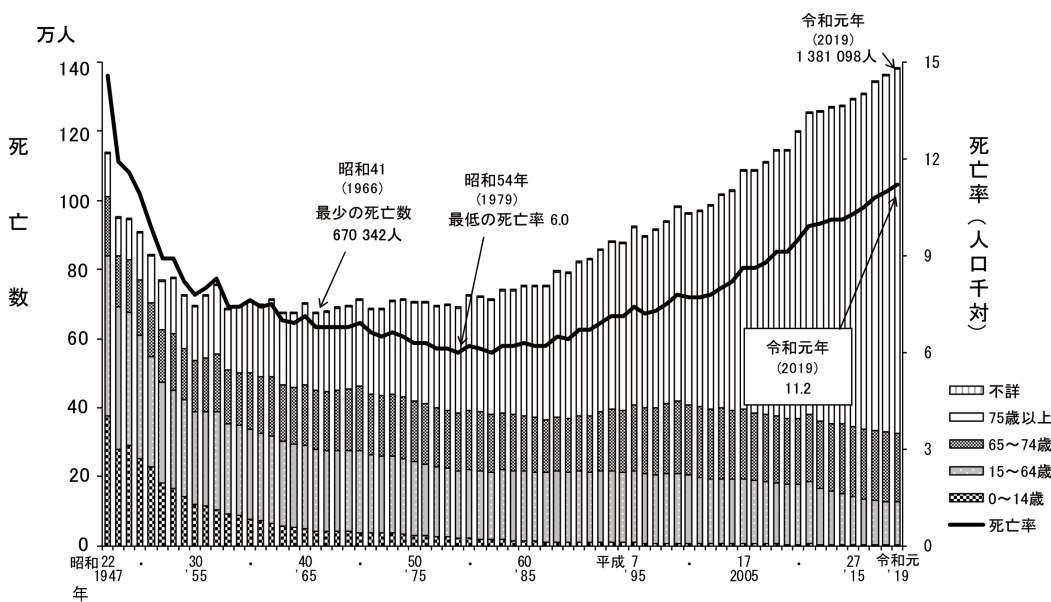
【表2】2019年「人口動態下報年計(概数)」に見る出生や死亡に関する統計

	出生			死亡		増減	
	出生数(人)	出生率(人口千対)	合計特殊出生率	死亡数(人)	死亡率(人口千対)	自然増減数(人)	自然増減率(人口千対)
2019年(A)	865,234	7.2	1.39	1,381,098	11.2	△515,864	△4.2
2018年(B)	918,400	7.4	1.42	1,362,470	11.0	△444,070	△3.6
(A) - (B)	△53,166	△0.4	△0.03	18,628	0.2	71,794	0.6

【図4】出生数・合計特殊出生率の年次推移



【図5】死亡数・死亡率の年次推移



◆ 2020年度「算定基礎届」は原則7月10日(金)が提出期限

2020年度の「算定基礎届」は7月10日(金)が提出期限だが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、期限を過ぎた場合も例外的に提出を認める。ただし、提出の時期によっては通知の発送が遅れることもある。電子申請・電子媒体申請も推奨している。

なお、様式(図6)は各事業所に向けて6月下旬から送付している。

【図6】「算定基礎届」の様式(2020年度)

(定時決定のため、4~6月の報酬月額の出しを行うとき)

(定時決定のため、4月~6月の報酬月額の出しを行うとき [総括表])

様式コード 2 | 2 | 2 | 5

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届
厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号

社会保険労務士記載欄 氏名等

受付印

項目名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100			
1	氏名	性別	生年月日	1. 70歳以上被用者算定(標準報酬月額)	2. 二以上勤務	3. 月給受取手元	4. 通算手元	5. 傷病・療養中給付等	6. 短時間労働者(特受適用事業所等)	7. パート	8. 年取平均	9. その他	10. 1. ない 2. いる	11. 1. ない 2. いる	12. 1. ない 2. いる	13. 1. ない 2. いる	14. 1. ない 2. いる	15. 1. ない 2. いる	16. 1. ない 2. いる	17. 1. ない 2. いる	18. 1. ない 2. いる	19. 1. ない 2. いる	20. 1. ない 2. いる	21. 1. ない 2. いる	22. 1. ない 2. いる	23. 1. ない 2. いる	24. 1. ない 2. いる	25. 1. ない 2. いる	26. 1. ない 2. いる	27. 1. ない 2. いる	28. 1. ない 2. いる	29. 1. ない 2. いる	30. 1. ない 2. いる	31. 1. ない 2. いる	32. 1. ない 2. いる	33. 1. ない 2. いる	34. 1. ない 2. いる	35. 1. ない 2. いる	36. 1. ない 2. いる	37. 1. ない 2. いる	38. 1. ない 2. いる	39. 1. ない 2. いる	40. 1. ない 2. いる	41. 1. ない 2. いる	42. 1. ない 2. いる	43. 1. ない 2. いる	44. 1. ない 2. いる	45. 1. ない 2. いる	46. 1. ない 2. いる	47. 1. ない 2. いる	48. 1. ない 2. いる	49. 1. ない 2. いる	50. 1. ない 2. いる	51. 1. ない 2. いる	52. 1. ない 2. いる	53. 1. ない 2. いる	54. 1. ない 2. いる	55. 1. ない 2. いる	56. 1. ない 2. いる	57. 1. ない 2. いる	58. 1. ない 2. いる	59. 1. ない 2. いる	60. 1. ない 2. いる	61. 1. ない 2. いる	62. 1. ない 2. いる	63. 1. ない 2. いる	64. 1. ない 2. いる	65. 1. ない 2. いる	66. 1. ない 2. いる	67. 1. ない 2. いる	68. 1. ない 2. いる	69. 1. ない 2. いる	70. 1. ない 2. いる	71. 1. ない 2. いる	72. 1. ない 2. いる	73. 1. ない 2. いる	74. 1. ない 2. いる	75. 1. ない 2. いる	76. 1. ない 2. いる	77. 1. ない 2. いる	78. 1. ない 2. いる	79. 1. ない 2. いる	80. 1. ない 2. いる	81. 1. ない 2. いる	82. 1. ない 2. いる	83. 1. ない 2. いる	84. 1. ない 2. いる	85. 1. ない 2. いる	86. 1. ない 2. いる	87. 1. ない 2. いる	88. 1. ない 2. いる	89. 1. ない 2. いる	90. 1. ない 2. いる	91. 1. ない 2. いる	92. 1. ない 2. いる	93. 1. ない 2. いる	94. 1. ない 2. いる	95. 1. ない 2. いる	96. 1. ない 2. いる	97. 1. ない 2. いる	98. 1. ない 2. いる	99. 1. ない 2. いる	100. 1. ない 2. いる

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

様式コード 2 | 2 | 2 | 9

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届
厚生年金保険 一総括表

令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号

社会保険労務士記載欄 氏名等

受付印

項目名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100			
1	氏名	性別	生年月日	1. 70歳以上被用者算定(標準報酬月額)	2. 二以上勤務	3. 月給受取手元	4. 通算手元	5. 傷病・療養中給付等	6. 短時間労働者(特受適用事業所等)	7. パート	8. 年取平均	9. その他	10. 1. ない 2. いる	11. 1. ない 2. いる	12. 1. ない 2. いる	13. 1. ない 2. いる	14. 1. ない 2. いる	15. 1. ない 2. いる	16. 1. ない 2. いる	17. 1. ない 2. いる	18. 1. ない 2. いる	19. 1. ない 2. いる	20. 1. ない 2. いる	21. 1. ない 2. いる	22. 1. ない 2. いる	23. 1. ない 2. いる	24. 1. ない 2. いる	25. 1. ない 2. いる	26. 1. ない 2. いる	27. 1. ない 2. いる	28. 1. ない 2. いる	29. 1. ない 2. いる	30. 1. ない 2. いる	31. 1. ない 2. いる	32. 1. ない 2. いる	33. 1. ない 2. いる	34. 1. ない 2. いる	35. 1. ない 2. いる	36. 1. ない 2. いる	37. 1. ない 2. いる	38. 1. ない 2. いる	39. 1. ない 2. いる	40. 1. ない 2. いる	41. 1. ない 2. いる	42. 1. ない 2. いる	43. 1. ない 2. いる	44. 1. ない 2. いる	45. 1. ない 2. いる	46. 1. ない 2. いる	47. 1. ない 2. いる	48. 1. ない 2. いる	49. 1. ない 2. いる	50. 1. ない 2. いる	51. 1. ない 2. いる	52. 1. ない 2. いる	53. 1. ない 2. いる	54. 1. ない 2. いる	55. 1. ない 2. いる	56. 1. ない 2. いる	57. 1. ない 2. いる	58. 1. ない 2. いる	59. 1. ない 2. いる	60. 1. ない 2. いる	61. 1. ない 2. いる	62. 1. ない 2. いる	63. 1. ない 2. いる	64. 1. ない 2. いる	65. 1. ない 2. いる	66. 1. ない 2. いる	67. 1. ない 2. いる	68. 1. ない 2. いる	69. 1. ない 2. いる	70. 1. ない 2. いる	71. 1. ない 2. いる	72. 1. ない 2. いる	73. 1. ない 2. いる	74. 1. ない 2. いる	75. 1. ない 2. いる	76. 1. ない 2. いる	77. 1. ない 2. いる	78. 1. ない 2. いる	79. 1. ない 2. いる	80. 1. ない 2. いる	81. 1. ない 2. いる	82. 1. ない 2. いる	83. 1. ない 2. いる	84. 1. ない 2. いる	85. 1. ない 2. いる	86. 1. ない 2. いる	87. 1. ない 2. いる	88. 1. ない 2. いる	89. 1. ない 2. いる	90. 1. ない 2. いる	91. 1. ない 2. いる	92. 1. ない 2. いる	93. 1. ない 2. いる	94. 1. ない 2. いる	95. 1. ない 2. いる	96. 1. ない 2. いる	97. 1. ない 2. いる	98. 1. ない 2. いる	99. 1. ない 2. いる	100. 1. ない 2. いる

(定時決定のため、4月～6月の報酬月額の出し入れを行う際、年間報酬の平均で算定するときの申立書)

(様式1)

〇〇年金事務所長 様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は〇〇〇〇〇〇業を行っており、(当事業所内の〇〇部門では、)毎年、4月から6月までの間は、〇〇〇〇〇〇の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

令和 年 月 日

事業所所在地 _____

事業所名称 _____

事業主氏名 _____ 印

連絡先 _____

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

定時決定と年金

「定時決定」とは、報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日時点で雇用している健康保険・厚生年金保険の被保険者と70歳以上被用者全員の4～6月分の賃金を「算定基礎届」によって事業主が提出し、厚生労働大臣がこの届出内容に基づき毎年1回標準報酬月額を決定することをいう。

定時決定は、原則1年間(9月～翌年8月)の各月に適用され、保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となる。

◆ 2020年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で75.6%。 2019年度の最終納付率は76.3%

厚生労働省は2020年6月26日、2020年4月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2017年4月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.6%増の75.6%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は923万月で、納付月数は698万月。

【2018年3月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.2%増の76.4%であった。納付対象月数は876万月で、納付月数は669万月。

【2019年3月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は73.5%であった。納付対象月数は852万月で、納付月数は626万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.7となっている。

また6月29日に公表された2019年度の最終納付率(未納分を遡って納付できる過去2年分を集計)は76.3%であった。対前年度被で1.7%のアップとなっている。